

## 江釣子地区自主防災会規約

(名称)

第1条 この自主防災会組織の名称は、江釣子地区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、江釣子地区交流センターに置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の共助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及、啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護、避難誘導、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、江釣子地区内の全世帯をもって組織する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| (1) 会長      | 1名（自治振興協議会会長）   |
| (2) 副会長     | 2名（自治振興協議会役員）   |
| (3) 情報部長    | 1名（交流センター長）     |
| (4) 消火部長    | 1名（消防・防災経験者）    |
| (5) 救出・救護部長 | 1名（消防・防災経験者）    |
| (6) 避難誘導部長  | 1名（交通指導員）       |
| (7) 給食・給水部長 | 1名（自治振興協議会役員）   |
| (8) 防災委員    | 若干名（第2項の規定による。） |
| (9) 監事      | 2名（自治振興協議会監事）   |

2 役員は、総会において選出する。ただし、防災委員は、地区防災会長及び消防関係OBをもってその職に充てるものとし、会長が指名した者とする。

- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 本会の会長は、自治振興協議会長が当たり、本会を代表し、地震等の発生時における応急活動を指揮する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 各部長は、担当部署を統括するとともに各地区防災会との連絡調整にあたる。
- 4 防災委員は、住民の防災意識を高揚するために、防災意識の普及・啓発等を行う。また、災害発生時には会長の指示のもと、住民の安全確保のため各部長と連携し指揮をする。

(会議)

第8条 会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第9条 総会は、江釣子地区自治振興協議会総会に準ずる。

- 2 総会は、毎年一回開催（自治振総会と併催）する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、次に掲げる事項について審議、決定する。
  - (1) 規約の改廃に関すること。
  - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
  - (3) 事業計画に関すること。
  - (4) 役員の選任に関すること。
  - (5) 予算及び決算に関すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めた事項。
- 4 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出すべき案件のこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第11条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
  - (1) 地震等の発生時における防災組織の構成及び任務分担に関すること。
  - (2) 防災知識の普及、啓発に関すること。
  - (3) 防災訓練の実施に関すること。
  - (4) 地震等の発生時における情報の収集、伝達、出火防止、救出救護及び避難誘

導、給食・給水活動に関すること。

(5) その他必要なこと。

(経費)

第12条 本会の運営に関する経費は、江釣子地区自治振興協議会会計及びその他をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委任)

第14条 この規約に定めるほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

付則

この規約は、平成24年4月15日から施行する。

付則

この規約は、平成27年4月19日から施行する。

付則

この規約は、平成31年4月14日から施行する。